



生駒市立鹿ノ台小学校

鹿小だより



鹿小ホームページ

令和 8年 6月 2日

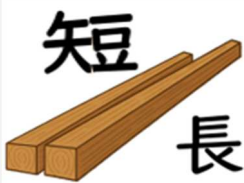
第 5 号

「矢部くんの話」

6月は、生駒市のいじめ防止月間です。5月にいじめアンケートを実施し、子ども達から上がってきた事象を一つ一つていねいに聞き取り、指導を進めているところです。

6月の全校朝会では、毎年、いじめについて考えるきっかけになるような話をすることにしています。今年は、次のような私の体験をもとに話をしました。

矢部くんは小柄でしたが、スポーツが得意でギターも上手な友人でした。



中学2年の文化祭準備で木材を運んだ私は長さを区別するために「長」「短」とチョークで書きました。ところが「短」の字が横長になってしまいました。

後日、その字を見た矢部くんが「これ、誰が書いたの?」と訊ねてきました。私だと答えると、「矢豆ってどういうつもり?」。彼は自分の名前と「豆」を組み合わせた悪口だと思ったのです。

もちろん誤解でしたが、彼が小学生の頃に「やまめ」とからかわれた経験があり、その記憶がよみがえったとあとで知りました。



その場はすぐに説明をして誤解は解けましたが、辛い気持ちにさせてしまったことは変わりません。しかしそのときの私は、事情を説明することに必死で、彼の気持ちにどこまで思いを巡らすことができたのか。

皆さん、この来事をどう思いますか?

私は、忘れずにいたいと思っています。

私は、からかうつもりで書いたわけではありませなし、自分も小柄だからこそ体格のことでバカになんかしたこともありません。

自分の行為が、思いがけず人を傷つけてしまう怖さを知りました。知らないうちに、誰かを傷つけてしまうのはとても辛いことです。まして、人が気にすることを笑ったり、わざと傷つけたりすることはさらに深く人を傷つけます。

今月はいじめ防止月間です。

ここで大切にしたいのは「誰が悪いか」を決めることでも、この出来事が「いじめ」かどうかを判断することでもなく、自分の言動で誰かが傷ついたと気づいたとき、私たちはどうするか、という問いかけです。「自分は悪くない」と終わるのか、それとも、その人の気持ちを少しでも想像しようとするのか。

正しさの主張と、相手に寄り添うことは違います。もちろん、完璧でなくても構いません。気づいたときからいいのです。

私は、この出来事を忘れずにいたいと思っています。皆さんも、ぜひ考えてみてください。

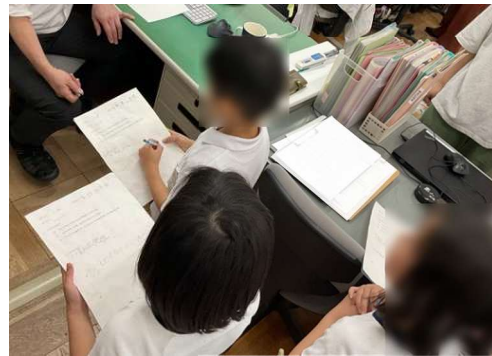


※友人の姓に「矢」はつきますが仮の名です。

学校たんけんのための取材で…

2年生は生活科で「学校たんけん」の準備を進めています。1年生を連れて学校の特別教室などを回り、説明しながら案内するのが「学校たんけん」です。5月末から、中休みの時

間を使って、担当グループの子どもたちが校長室や職員室などを「取材」に訪れていました。



「職員室では、どんなお仕事をしていますか」「教室ではなく職員室にあるものはなんですか」など3つの質問をしていました。教えてくれるのは教頭先生でした。

職員室担当の2年生は、教頭先生の話聞き取りながら、プリントに書き込んでいきます。でも、そこはまだ2年生。探検ボードを下敷きに、立ったままの姿勢で書ききることがなかなか容易ではありません。不安定なので当然、書く速さもゆっくりです。

教頭先生や担任の先生は、子どもたちが自分の手で書き留められるように、子どもたちのペースを見ながらゆっくり、繰り返し伝えていきます。それに応えるように、子どもたちも一生懸命書き進めていました。もちろん、担任が代わりにメモすれば時間は短縮できますが、自分たちで書き留めようとすることに意味があります。

以前、2年生と3年生を続けて担任した教員が言った話を思い出しました。

——2年生の「まちたんけん」で商店街に行ったところは、聞いたことを書きとるのに時間がかかっていたのに、3年生の社会見学では、どの子も立ったままメモを取っている。そんな姿に気づいたとき、とても感動しました。

取材を終えた子どもたちは、1年生にお兄さん、お姉さんとして、自信をもって説明できるよう、原稿や提示物の作成に取りかかりました。もちろん、練習も重ねます。昨年は手をひいて案内してもらって案内してもらった立場から、今年は案内する側へと変わる2年生にとって、この経験は大きな喜びとなっています。

「いじめ」の定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います(平成25年度いじめ防止対策法)。平成18年度以前は、「一方的に」「継続的に」行われていたことであるとか、被害者が「深刻な」苦痛を感じているものといった、表現がありました。18年度からは「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言は削除されました。

ですから、昨今では、たとえ軽微なものであっても上述の定義に該当する事例は、いじめとして積極的に認知し、「いじめ」の事象をもれ落ちなく掬い取り、聞き取りと指導を行うことで、「いじめ」に苦しむ児童生徒を少しでもなくすよう学校は取り組むようになってきています。

「いじめ」という言葉を聞くと、きわめて「深刻な」事例として受け取られる向きがありますが、いじめに関するアンケートの説明*にもあるように、「1回だけであっても、小さなことだと思っても、『いじめ』と考え」、本人が心身に苦痛を感じている場合はいじめとして認知し、双方から聞き取りを行い指導していきます。

*アンケートの説明には、「馬鹿にされたり、悪口やこわいこと、いやなことを言われたりする」「なかまはずれや、むしされる」「ぶつかられる、たたかれる、けられる」などの例が挙げられています。